埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施細則

第１条（趣旨）

この細則は、埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施要領に基づき、埼玉県立総合教育センター施設開放事業（以下「施設開放事業」という）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条（利用者）

要領第３条に定める団体は、概ね５人以上で組織されている団体とする。

第３条（施設開放事務）

埼玉県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）は、本事業を円滑に推進するために次の事務を行う。

（１）開放施設名、日時等の開放予定及び予約状況一覧表の作成
（２）登録申請書の受付並びに登録、開放施設利用許可申請書の受付及び利用の可否の決定・通知
（３）地域住民への広報
（４）その他開放に必要な事務

第４条（代表者等の業務）

代表者は次の業務を行う。

（１）施設の利用開始時の解錠、並びに終了時の施錠
（２）利用者の安全管理指導
（３）利用前後の施設整備
（４）利用後の清掃指導
（５）施設利用日誌の記入
（６）事故その他異常事態が発生した場合の諸連絡
（７）その他必要な事項

第５条（副代表者）

代表者が欠けたときは又は代表者に事故があるときに代表者の業務を行うため、団体は、副代表者を定めるものとする。

第６条（利用者心得）

利用者は、次の各項目を遵守すること。

（１）登録証（様式第２号）を携帯するとともに、所員の求めに応じて提示すること
（２）利用許可を受けた施設以外には、立ち入らないこと
（３）指定された場所以外では、飲食しないこと
（４）敷地内では、喫煙しないこと
（５）利用後は必ず清掃し、施設設備・用具等の整理整頓に努め、団体の私物は放置しないこと
（６）施設設備・用具等を損傷した場合は、必ず代表者及び総合教育センターに報告し、その指示を受けること
（７）利用許可証を他人に譲渡又は転貸しないこと

（８）指定された場所以外には、自動車・バイク・自転車等を乗り入れ、又は駐車・駐輪しないこと
（９）総合教育センターの電話の利用及び呼出しは、原則として行わないこと
(10) 利用者は、スポーツ傷害保険等に必ず加入すること
(11) 開放施設の照明を使用した場合は、別に定める額を負担すること
(12) その他総合教育センター所長の指示に従うこと

附　則

この細則は、平成２３年３月１日から施行する。

この細則は、平成２６年４月１日から施行する。

この細則は、令和　３年４月１日から施行する。